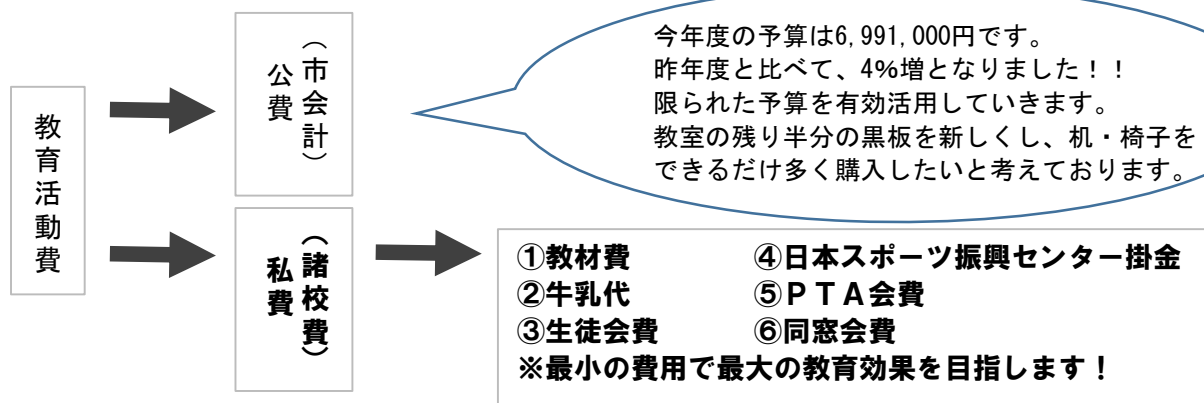


今年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます！

昨年度よりお世話になっております。事務の関川と申します。保護者の皆様に学校事務について、より知っていただきたく、不定期ではありますが、「事務たより」を発行し、情報発信していきます。新型コロナウイルスによる、突然のお願ひ等発生するかもしれませんが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

各会計について ～学校は公費と私費で成り立っています～

学校には様々な会計がありますが、大きく分けて下の図の公費と私費に分かれます。



公費とは新潟市から学校に配当されている税金分のお金であり、諸校費は学校が保護者様からいただいているお金のことです。新潟市では負担区分の原則を下記のように定めております。

公費負担できる経費

- ①学級、学年、学校単位で共用または備え付けするものの経費
- ②その他管理、指導のための経費



私費負担できる経費

- ①学校での学習に必要な物品で生徒の所有とされるもの、あるいは生徒が消費するもので学校と家庭で反復使用できるもの（ワーク等）
- ②教育活動の結果から生ずる直接的利益が生徒個人に還元されるもの（技術家庭で作成する小物入れ等）
※直接的利益とは、家庭で実用性があるかどうかです。
- ③衛生的見地から個人用とするもの

お知らせとお願ひ

4月17日付けで「令和2年度 諸校費の納入について」を配付いたしました。今後の諸校費の振替日と金額を記載しました。口座振替できますよう再度、残高の確認をお願いいたします。



「就学援助制度のお知らせ」と「申請書（継続分）」を配付いたしました。点検の都合上、早めの提出をお願い申し上げます。

押印漏れ等にご注意ください！



ホームページをご覧ください

会計の執行情報や発信文書等をホームページに随時掲載することで、タイムリーに情報をお伝えします。是非、ご覧ください！！